

北九州GX推進コンソーシアム 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「北九州GX推進コンソーシアム」と称する。

（趣旨・目的）

第2条 2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン転換（GX）の動きは世界的に加速しており、わが国でも今後10年間で150兆円を超える官民GX投資が見込まれている。北九州市はカーボンニュートラルを成長の機会と捉え、官民GX投資をこの街に呼び込むため、北九州の産学官金が一体となり、北九州学術研究都市での研究開発など北九州のポテンシャルを活かした社会実装や産業集積、地域企業の成長、新産業の創出に取り組み、「稼げるまち」北九州市の実現を目指すことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 本会は、前条の趣旨・目的を達成するために、次の各号に掲げる取組みを行う。

- (1)産学官金連携による先端的な研究開発・社会実装の拠点化に関する事
- (2)GXに関連する産業の集積促進に関する事
- (3)GX人材の育成に関する事
- (4)地域企業のGX支援に関する事
- (5)その他目的達成に必要な事項に関する事

（会員）

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした法人団体または個人とする。

2 会員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当することが判明した場合、会員資格を取消す。また、必要に応じて、官公庁への照会をおこなう。

3 会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

（役員）

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名

2 会長は、北九州市長をもって充てる。

3 副会長は、北九州商工会議所会頭及び公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長をもって充てる。

（役員職務）

第6条 会長は、本会を代表し、事業を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

(総会)

第8条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会・部会)

第9条 会長は、本会の運営を円滑に進めるため、幹事会を置くことができる。

2 会長は、第3条各号の取組みを推進するため、部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を北九州市、公益財団法人北九州産業学術推進機構により構成する。

2 北九州GX推進コンソーシアムにかかる経費の支出については、事務局である北九州市、公益財団法人北九州産業学術推進機構が協議のうえこれを行う。

(会費)

第11条 本会の会費は、無料とする。

(解散)

第12条 本会は、次に掲げる理由により、解散する

(1)第2条の目的を達成したとき

(2)会長が必要と認めるとき

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規約は、令和5年 月 日から施行する。